

# 介護支援専門員研修・登録等に関するQ&A

平成28年7月1日  
愛媛県長寿介護課

## 1 研修に関すること

**Q1 平成28年度の制度改正により、介護支援専門員を対象とした研修はどのように変わりましたか。**

【A1】 研修内容及び対象者、実施時期等は下表のとおりです。（※平成28年度〈予定〉）  
※研修の実施期間及び時間数は、今後変更となる可能性があります。

研修名称	時間数	研修対象者	研修実施時期
更新（専門）研修 【研修課程Ⅰ】 （実務経験者対象）	56 時間	下記のいずれかに該当 (1) 実務従事者で就業後 6 か月以上の方 (2) 介護支援専門員証の有効期間中に、実務経験があつて、有効期間が概ね 1 年以内に満了する方	5 月～7 月頃
更新（専門）研修 【研修課程Ⅱ】 （実務経験者対象）	32 時間	下記のいずれかに該当 (1) 実務従事者で就業後 3 年以上の方 (2) 介護支援専門員証の有効期間中に、実務経験があつて、有効期間が概ね 1 年以内に満了する方	5 月～9 月頃
主任介護支援専門員研修	70 時間	専門研修課程Ⅰ及びⅡを修了した方で実務従事期間 5 年以上の方等	9 月～10 月頃
主任介護支援専門員更新研修	46 時間	主任介護支援専門員研修修了証明書の有効期間が 2 年以内に満了する方等 （3 年間の経過措置あり）	11 月～12 月頃
更新研修（実務未経験者対象） ※一部実務研修と合同開催	54 時間	実務未経験者で介護支援専門員証の有効期間更新を希望する方で有効期間満了日の 1 年以内の方	I 期:1 月～3 月 （II 期がある場合は 4 月～6 月を予定）
再研修 ※一部実務研修と合同開催	54 時間	下記のいずれかに該当 (1) 介護支援専門員証の有効期間満了後、介護支援専門員証の交付を希望する方 (2) 介護支援専門員登録後、5 年以上実務に従事したことがない方 等	I 期:1 月～3 月 （II 期がある場合は 4 月～6 月を予定）
実務研修	87 時間	介護支援専門員実務研修受講試験に合格された方	I 期:12 月～3 月 （II 期がある場合は 4 月～7 月を予定）

※上記研修の実施機関は、社会福祉法人愛媛県社会福祉協議会の予定です。

※「時間数」・「研修実施期間」については、今後変更する場合があります。

※研修案内は、研修初日の約 2 か月前に県内の介護支援専門員必置事業所へ郵送します。また、同時に、  
本会ホームページ（<http://www.ehime-shakyo.or.jp/>）に掲載します。個人への案内はしませんので、各自で情報収集を行うことを心がけてください。

※平成 28 年度から上記の研修の受講地はすべての研修で「登録地」となります。

そのため、実務経験者を対象とした専門研修及び主任研修の受講地は「勤務地」から「登録地」に変更

になります。

**Q2 実務従事者基礎研修は今年もありますか？**

【A2】 実務従事者基礎研修については平成28年度より実務研修に統合されたため、愛媛県での実施予定はありません。

**Q3 有効期間更新のため、更新(専門)研修【研修課程Ⅱ】を受講したいのですが、就業して3年以上経過していません。どうすればいいでしょうか。**

【A3】 有効期間満了日まで1年以内となっている場合であれば、介護支援専門員証の更新のために必要な更新研修として受講可能です。

**Q4 主任介護支援専門員研修の対象者や開催時期について教えてください。**

【A4】 平成22年度以降は研修実施機関が県から県社協に変わりました。  
平成28年度の開催時期は、9月中旬から10月下旬の予定です。  
平成28年度の受講対象者については、下記のとおり、(1)と(2)の両方を条件に該当する方となっております。

- (1) 開催日の前日までに更新(専門)研修【研修課程Ⅰ・Ⅱ】を修了している方
- (2) 次の①～③のいずれかに該当すること
  - ①地域包括支援センターに配置されており、介護支援専門員の業務に関する十分な知識と経験を有し、市町長から推薦のあった方
  - ②居宅介護支援事業所で専任の介護支援専門員としての従事期間が開催日前日までに通算して5年以上である方で、現在も居宅介護支援事業所で就業しており、所属事業所長から推薦のあった方
  - ③ケアマネジメントリーダー養成研修を修了した方又は日本ケアマネジメント学会が認定する認定ケアマネジャーであって、居宅介護支援事業所で専任の介護支援専門員としての従事期間が開催日前日までに3年以上で、現在も居宅介護支援事業所で就業しており、所属事業所長から推薦のあった方

**Q5 実務経験がないのですが、受講できる研修はありますか。**

【A5】 実務経験がない方は、「更新(専門)研修【研修課程Ⅰ・Ⅱ】」を受講することはできません。ただし、実務経験がなくても、実務に従事した時点で、「更新(専門)研修【研修課程Ⅰ・Ⅱ】」を受講することはできます。

実務経験のないまま受講できる研修は、更新に必要な「更新研修(実務未経験者対象)」又は有効期間満了後に介護支援専門員証の交付を受けるための「再研修」のみとなっています。

**Q6 実務経験とは、具体的にどのようなことを指すのですか。**

【A6】 介護支援専門員としての実務経験の範囲は、次の事業所又は施設等において、介護支援専門員として従事した方のことです。ただし、上記事業所又は施設等で就労していたとしても、要介護認定のための調査業務のみを行っていた場合やサービス提供事業者との連絡調整のみを補助的に行っていた場合等、居宅等サービス計画書の作成を行っていなかった場合は、実務経験としては認められません。

- (1) 居宅介護支援事業所
- (2) 特定施設入居者生活介護に係る居宅サービス事業者
- (3) 小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護に係る地域密着型サービス事業者

- (4) 介護保険施設
- (5) 介護予防特定施設入居者生活介護に係る介護予防サービス事業者
- (6) 介護予防小規模多機能型居宅介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護に係る地域密着型介護予防サービス事業者
- (7) 介護予防支援事業者
- (8) 地域包括支援センター

**Q7 どのくらい実務に従事していれば、「実務に従事している」と認められますか。**

【A7】 実務経験期間については、特に定めがないことから、実務経験の期間にかかわらず、居宅等サービス計画書の作成を行っていれば、実務経験者として認められます。

したがって、現在までに1日以上介護支援専門員業務に従事していれば実務経験者として認められます。

**Q8 現在、居宅介護支援事業所で管理者をしています。居宅等サービス計画書の作成業務をしていません。この場合は、どの研修を受講すればよいですか。**

【A8】 管理者の場合、居宅等サービス計画書を作成していない場合でも、介護支援専門員としての業務に従事しているものとみなされるため、更新（専門）研修【研修課程Ⅰ・Ⅱ】を受講する必要があります。

**Q9 現在、地域包括支援センターで主任介護支援専門員として従事していますが、介護予防支援計画書を作成していません。この場合、どの研修を受講すればよいですか。**

【A9】 地域包括支援センターに主任介護支援専門員として配置されている方は、介護予防支援計画書を作成していない場合であっても、介護支援専門員業務に従事しているとみなされます。

平成28年度より主任介護支援専門員更新研修が創設され、5年毎の更新制となりました。

今後も主任介護支援専門員として配置予定のある方は、主任介護支援専門員研修修了証の有効期間内に主任介護支援専門員更新研修を受講する必要があります。

**Q10 介護支援専門員として居宅等サービス計画書の作成業務には従事せず、行政から委託を受けて、要介護認定調査の業務に従事してきた場合は、どの研修を受講すればよいですか。**

【A10】 認定調査員は、介護支援専門員の実務経験に含まれませんので、「更新（専門）研修【研修課程Ⅰ・Ⅱ】」を受講することはできません。

一方、認定調査員は介護支援専門員の資格を必要とされますので、認定調査業務を引き続き行うためには、「更新研修（実務未経験者対象）」を有効期間満了1年前に受講後、更新申請を行い、資格を保有しておく必要があります。

**Q11 研修を受講しないと資格は剥奪されるのですか。**

【A11】 介護支援専門員として登録された内容は、消除しない限り剥奪されることはありません。

しかし、介護支援専門員として従事する上で、常に新しい知識、技能等が必要とされているため、介護支援専門員証には有効期間を付し、更新のためには、一定の研修受講が義務付けられています。

このため、有効期間内に更新に必要な所定の研修を修了していない、あるいは、修了していても、有効期間内に有効期間の更新手続きをしなければ、現在の介護支援専門員証は失効し、介護支援専門員の資格を必要とする業務を行うことができません。ただし、この場合でも登録内容が消除されるわけではありません。新たに「再研修」を修了して交付申請することで、新たな介護支援専門員証の交付を受けることができます。再度、実務研修受講試験に合格する必要があります。

せん。

なお、研修の実施時期については今後変更になる可能性があります。  
研修期日を十分確認の上、就業計画を立ててください。

#### **Q12 有効期間を更新できなかった場合はどうなりますか。**

【A12】 更新に必要な研修を未受講のまま有効期間満了日を迎えた方は、有効期間満了日より後は、介護支援専門員として就業できません。速やかに介護支援専門員証を登録している都道府県へ介護支援専門員証を返納してください。ただし、介護支援専門員資格が剥奪されるわけではありませんので、再度、実務研修受講試験に合格する必要はありません。

就業希望の場合は、新たに「再研修」を修了して登録している都道府県へ交付申請し、新しい介護支援専門員証の交付を受けてください。

なお、研修の実施時期については今後変更になる可能性があります。  
研修期日を十分確認の上、就業計画を立ててください。

#### **Q13 研修の一部カリキュラムを受講できない(できなかった)場合はどうなりますか。**

【A13】 研修は、一連の流れに基づいてカリキュラムを構成していますので、原則、受講前から一部カリキュラムの受講ができないと判断した場合は、有効期間内に受講できる年度で全部のカリキュラムを受講してください。

研修当日の公共交通機関の乱れや家庭・業務等の緊急事態等やむを得ないと判断できた事由により、遅刻・早退・欠席した場合は、未受講カリキュラムを次年度に受講することができます。

この場合は、未受講カリキュラムを受講後、研修修了となります。ただし、有効期間満了後に未受講カリキュラムを受講することができませんので、有効期間満了後の更新に必要な研修は、「再研修」となります。

また、上記「再研修」の該当者で更新（専門）研修ⅠとⅡのいずれかを修了している場合であっても、更新に必要な研修としては無効となります。

#### **Q14 2回目以降の更新に必要な研修は、どの時期に受講すればよいですか。**

【A14】 実務経験があり、1回目の更新で更新（専門）研修ⅠとⅡの両方を受講した方で、新たな5年間の有効期間も引き続き実務経験がある場合は、更新（専門）研修Ⅱのみの受講で結構です。その場合、更新後すぐに受講するのではなく、最短2年程度の実務を積まれてから受講してください。

また、更新研修（実務未経験者対象）や再研修を受講して、新たな5年間の有効期間に実務経験がある場合は、更新（専門）研修ⅠとⅡの両方を受講する必要があります。更新（専門）研修Ⅰは、更新後すぐに受講が可能ですが、更新（専門）研修Ⅱについては、最低でも2年程度実務を積まれてから受講してください。

これは、有効期間満了日が早く到来する方を優先するためです。

## **2 登録等に関すること**

#### **Q15 介護支援専門員について、平成18年度からどのような変更がありましたか。**

【A15】 平成18年4月の介護保険法一部改正により、「介護支援専門員登録証明書」は「介護支援専門員証」に変更され、登録番号は全国統一ルールに従った8桁のものになるとともに、5年間の有効期間が設けられました。この有効期間を更新するためには、有効期間満了日前に更新手続きに必要な研修を受講し、更新申請を行う必要があります。

このため、県では、平成17年度に把握しているご住所あてにお知らせを郵送し、申出のあった方には「介護支援専門員登録番号及び介護支援専門登録証明書の有効期限の通知について」と

いう通知をお届けしております。

**Q16 介護支援専門員について、平成27年度以降にどのような変更がありましたか。**

【A16】 個人情報保護の観点から、平成27年4月1日以降に発行される介護支援専門員証より住所の記載がなくなりました。

また、平成28年度より主任介護支援専門員更新研修が創設され、主任介護支援専門員研修修了証に有効期間が設けられました。この有効期間を更新するためには、主任介護支援専門員研修修了証の有効期間満了日前に主任介護支援専門員更新研修を受講し、かつ更新申請を行う必要があります。

**Q17 現在、介護支援専門員登録証明書を持っていますが、有効期間はいつまでですか。**

【A17】 愛媛県で発行した介護支援専門員登録証明書を持っている方の有効期間満了日の多くは下表のとおりです。愛媛県外で登録された方は、登録されている都道府県へお問い合わせください。

また、平成18年度以降、有効期間は交付日から5年です。下表は、愛媛県登録者に多いパターンを例示したもので、交付申請を研修最終日に行っていない方等は、次の表にはあてはまりません。

なお、書換交付された場合も当初の交付年月日に対する有効期間が引き継がれています。ご自身の介護支援専門員証でご確認ください。

登録証明書の日付	有効期間満了日	登録証明書の日付、交付年月日	有効期間満了日
平成13年1月29日	平成21年1月29日	平成17年2月13日	平成23年2月13日
平成13年2月18日	平成21年2月18日	平成17年2月20日	平成23年2月20日
平成13年2月25日	平成21年2月25日	平成17年2月27日	平成23年2月27日
平成13年3月4日	平成21年3月4日	平成17年3月6日	平成23年3月6日
平成13年3月11日	平成21年3月11日	平成17年3月13日	平成23年3月13日
平成13年3月18日	平成21年3月18日	平成17年3月20日	平成23年3月20日
平成13年3月25日	平成21年3月25日	平成18年3月11日	平成23年3月11日
平成14年1月13日	平成21年1月13日	平成18年3月12日	平成23年3月12日
平成14年2月17日	平成21年2月17日	平成18年3月18日	平成23年3月18日
平成14年2月24日	平成21年2月24日	平成18年3月19日	平成23年3月19日
平成14年3月3日	平成21年3月3日	平成18年3月25日	平成23年3月25日
平成14年3月10日	平成21年3月10日	平成18年3月26日	平成23年3月26日
平成14年3月17日	平成21年3月17日	介護支援専門員証の交付年月日	有効期間満了日
平成14年3月24日	平成21年3月24日	平成19年3月5日	平成24年3月4日
平成15年2月16日	平成22年2月16日	平成19年3月12日	平成24年3月11日
平成15年2月23日	平成22年2月23日	平成19年3月19日	平成24年3月18日
平成15年3月2日	平成22年3月2日	平成20年3月10日	平成25年3月9日
平成15年3月9日	平成22年3月9日	平成20年3月17日	平成25年3月16日
平成15年3月16日	平成22年3月16日	平成20年3月24日	平成25年3月23日
平成15年3月23日	平成22年3月23日	平成21年3月31日	平成26年3月30日
平成16年2月15日	平成22年2月15日	平成22年3月31日	平成27年3月30日
平成16年2月22日	平成22年2月22日	平成23年3月31日	平成28年3月30日
平成16年2月29日	平成22年3月1日	平成24年3月31日	平成29年3月30日
平成16年3月7日	平成22年3月7日	平成25年3月31日	平成30年3月30日
平成16年3月14日	平成22年3月14日	平成26年3月31日	平成31年3月30日
平成16年3月21日	平成22年3月21日	平成27年3月31日	平成32年3月30日
		平成28年3月31日	平成33年3月30日

**Q18 介護支援専門員の8桁の登録番号とは何ですか。**

- 【A18】 平成18年4月の介護保険法一部改正により、「介護支援専門員登録証明書」は「介護支援専門員証」に変更され、登録番号が全国統一ルールに従った新しいものとなりました。この新しい登録番号は、介護支援専門員ご本人からの申出により付番される仕組みとなっています。
- 現在、介護支援専門員の資格をお持ちで、これまでにその申出を行っておらず、新しい登録番号や介護支援専門員証の有効期間満了日を知らない方は、長寿介護課までお問い合わせください。

**Q19 「介護支援専門員登録番号及び介護支援専門員登録証明書の有効期限の通知について」を紛失してしまいました。**

- 【A19】 「通知」の再発行は可能です。ご希望の方は長寿介護課までお問い合わせください。
- なお、「介護支援専門員証」交付までの一時的な措置ですので、介護支援専門員証交付後は必要ありません。

**Q20 介護支援専門員としての就業にあたり、事業所から登録証明書という緑色B5書類の提出を求められたのですが。**

- 【A20】 平成18年4月の介護保険法一部改正により、「介護支援専門員登録証明書」は「介護支援専門員証」に変更されました。平成18年3月以前に登録された方には、B5サイズと名刺サイズ（携帯版）の2種類でしたが、「介護支援専門員証」となった平成18年4月以降は、顔写真などが含まれた名刺サイズのみとなっています。
- なお、「介護支援専門員登録証明書」をお持ちの方も更新手続き等により、順次、介護支援専門員証に切り替わることとなります。事業所にはその旨説明してください。

**Q21 氏名や住所が変わった場合は、どのような手続きが必要ですか。**

- 【A21】 登録事項である氏名や住所に変更があった場合は、すみやかに届け出なければならないことになっています。有効期間が到来していない方は、「介護支援専門員登録変更届出書 兼 介護支援専門員証書換交付申請書」（様式第4号）に必要事項を記入の上、変更事項を証する書類を添付し、県長寿介護課に提出してください。
- 平成18年度以降に登録した方で介護支援専門員証未発行又は有効期間満了日を経過して失効中の方は、「介護支援専門員登録事項変更届出書 兼 介護支援専門員証交付申請書」（様式第3号）により登録事項の変更手続きを行ってください。未発行で交付可能な方は、同じ申請書を使ってあわせて介護支援専門員証の交付を申請することができます。
- なお、「介護支援専門員登録証明書」をお持ちで住所だけが変わった場合も、届け出が必要です。申請にあたっては「介護支援専門員登録事項変更届出書 兼 介護支援専門員証交付申請書」（様式第3号）を使用してください。
- 詳しくは県ホームページをご覧ください。  
<http://www.pref.ehime.jp/h20400/kaigohoken/care/oshirase/touroku/kojin.html>

**Q22 介護支援専門員証を紛失した場合は、どのような手続きが必要ですか。**

- 【A22】 介護支援専門員証を紛失・破損した場合は、「介護支援専門員証再交付申請書」（様式第5号）に必要事項を記入の上、証明写真等を添付し、県長寿介護課に提出してください。
- 詳しくは県ホームページをご覧ください。  
<http://www.pref.ehime.jp/h20400/kaigohoken/care/oshirase/touroku/kojin.html>

**Q23 当面、介護支援専門員として業務に就く予定がないため、更新手続きをしていない場合、有効期間の切れた介護支援専門員証はどのようにすればよいですか。**

【A23】 有効期間満了日を経過し、失効した介護支援専門員証は、介護保険法の規定により速やかに都道府県へ返納していただく必要がありますので、「介護支援専門員証返納届出書」（様式第10号）とともに、県長寿介護課に郵送又は直接お返しく下さい。

改めて介護支援専門員証の交付を受けるためには、再研修を受講し、交付申請を行ってください。

#### Q24 介護支援専門員証の有効期間を更新するにはどうすればよいのですか。

【A24】 有効期間を切らすことなく更新するためには、「更新研修」を修了し、「介護支援専門員の有効期間の更新申請書」（様式第6号）等により登録している都道府県へ更新申請を行う必要があります。（※更新研修を修了すれば自動的に更新されるものではありません。）次ページの『フロー図』を参照してください。

この「更新研修」と呼ばれる研修は、実務経験者と実務未経験者とで受講すべき内容が変わります。実務経験者の場合、更新（専門）研修【研修課程Ⅰ・Ⅱ】を修了する必要があります。

次に、実務未経験者の場合は、実務研修課程と同内容とされていることから、実務研修と同時期に「更新研修」として実施します。

一方、更新申請を行うことなく有効期間満了日を経過してしまった場合は、実務経験や介護支援専門員証交付の有無に関係なく、「再研修」の対象となります。再研修課程は実務研修課程と同内容とされていることから、実務研修と同時期に実施する見込みです。

更新に必要な「更新（専門）研修【研修課程Ⅰ・Ⅱ】」や「更新研修（実務未経験者対象）」を修了している方については、登録している都道府県へ更新申請の手続きを忘れないようご注意ください。

なお、平成28年度より創設された主任介護支援専門員更新研修の修了者については更新研修を受けた者とみなされることから、「介護支援専門員更新研修」の受講については免除となります。また、当該研修の修了者の介護支援専門員証については、主任介護支援専門員研修修了証明書の有効期間に置き換えて交付することになります。

但し、登録している都道府県へ更新申請の手続きは別途必要になりますので忘れないようご注意ください。

#### Q25 更新申請を忘れた場合、どうなりますか。

【A25】 前問の説明にもあるとおり、更新申請を行うことなく有効期間満了日を経過してしまった場合は、実務経験や介護支援専門員証交付の有無に関係なく、「再研修」の対象となります。

つまり、介護支援専門員証は失効し、介護支援専門員資格が必要な業務を行うことができません。改めて介護支援専門員証の交付を受けるためには、1月～3月（人数によって4月～6月も開催する場合あり）に開催見込みの「再研修」を受講し、交付申請する必要があります。

更新に必要な「更新（専門）研修【研修課程Ⅰ・Ⅱ】」や「更新研修（実務未経験者対象）」を修了している方は、更新申請の手続きを忘れないようご注意ください。

#### Q26 更新申請の提出時期はいつですか。

【A26】 有効期間満了の2か月前から県長寿介護課において受付します。早めのご提出をお願いします。経過した場合は前問のとおりです。必要な書類等については、県ホームページをご覧ください。

<http://www.pref.ehime.jp/h20400/kaigohoken/care/oshirase/touroku/kojin.html>

#### Q27 勤務先が変わった場合も県へ届け出る必要がありますか。

【A27】 いわゆる就労情報に関する届出は、介護保険事業者が行うこととされています。介護支援専門員個人として届出を行う必要はありません。

**Q28 介護支援専門員に関してどのような手続きがありますか。**

【A28】 介護支援専門員として提出していただく可能性があるのは、次の10種類です。手続きの内容により必要な様式を選択してください。

なお、従来の様式では1回の手続きで2種類以上の様式が必要となることが多かったことから、平成21年6月に様式が改正され、基本的に1種類の様式で手続きできるようになっています。

手続きの内容	様式	様式名称
実務研修を修了した方が、新たに介護支援専門員の登録及び介護支援専門員証の交付を申請する場合	第1号	介護支援専門員登録申請書 兼 介護支援専門員証交付申請書
すでに愛媛県に登録のある介護支援専門員の方で、新たに介護支援専門員証の交付を申請する場合	第2号	介護支援専門員証交付申請書
介護支援専門員証の交付を受けていない、あるいは失効している介護支援専門員の方で、登録事項（氏名・住所）の変更の届出をする場合、変更届出に併せて介護支援専門員証の交付を申請する場合	第3号	介護支援専門員登録事項変更届出書 兼 介護支援専門員証交付申請書
介護支援専門員証が有効期間中である介護支援専門員の方で、登録事項（氏名・住所）の変更届出及び介護支援専門員証の交付を申請する場合	第4号	介護支援専門員登録変更届出書 兼 介護支援専門員証書換交付申請書
介護支援専門員証を紛失などし、再交付を申請する場合	第5号	介護支援専門員証再交付申請書
介護支援専門員証の有効期間を更新する場合	第6号	介護支援専門員証の有効期間の更新申請書
愛媛県以外で登録されている介護支援専門員の方で、愛媛県への登録移転及び介護支援専門員証の交付を申請する場合	第7号	介護支援専門員登録移転申請書 兼 介護支援専門員証交付申請書
介護支援専門員の方が亡くなられた場合などに、相続人の方などが届出する場合	第8号	介護支援専門員死亡等の届出書
介護支援専門員の方が、自らの意思で登録を削除の申請する場合	第9号	介護支援専門員登録削除申請書
失効した介護支援専門員証などを返納する場合	第10号	介護支援専門員証返納届出書

**Q29 提出先・問合せ先はどこになりますか。**

【A29】 介護支援専門員の登録や介護支援専門員支援専門員証の発行などに関する提出先・問合せ先は、県庁長寿介護課になります。（研修の申込先などは、愛媛県社会福祉協議会となります。）

各種手続きについては県ホームページでお知らせしています。提出書類のダウンロードも可能ですので、こちらをご確認ください。

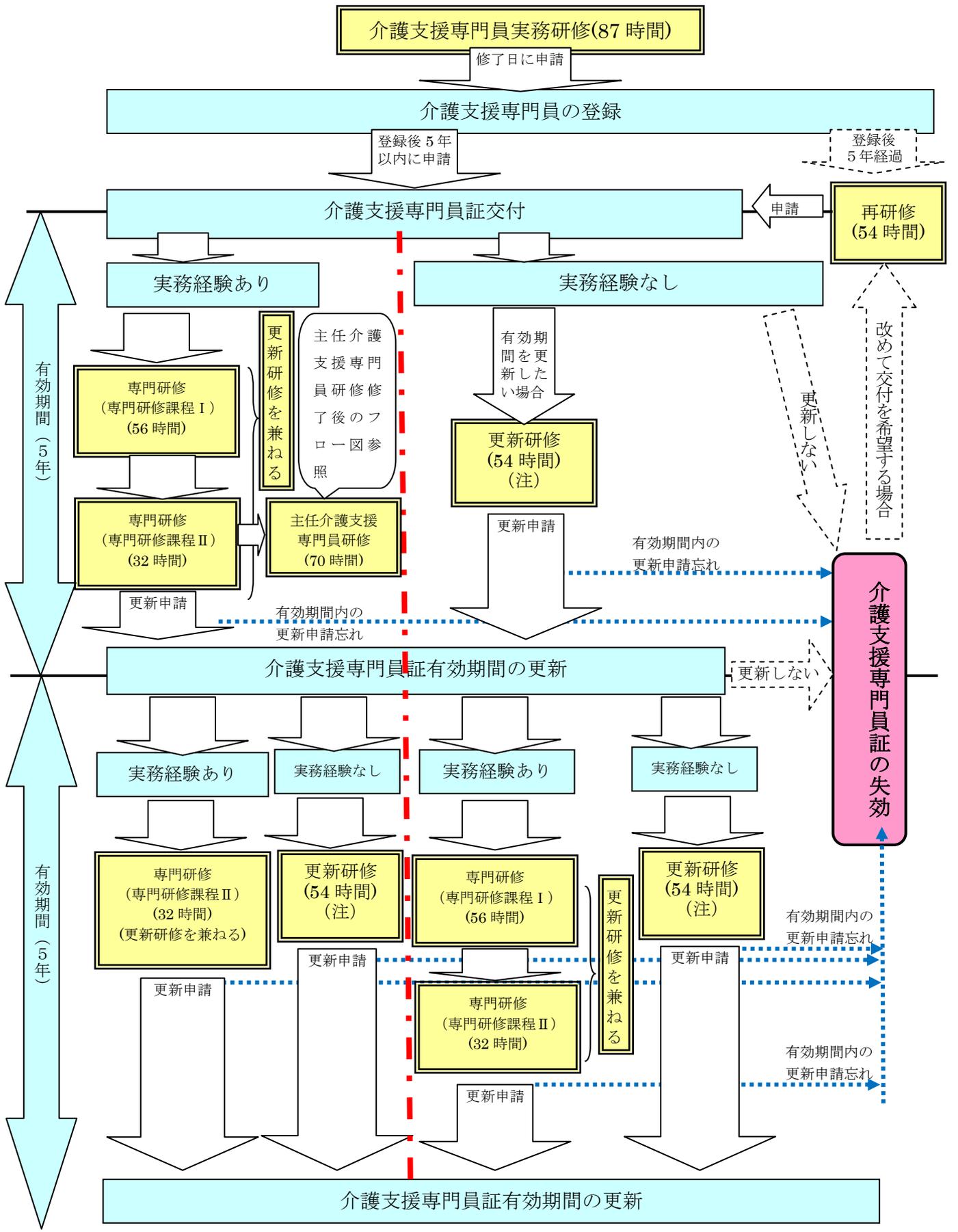
<http://www.pref.ehime.jp/h20400/kaigohoken/care/oshirase/touroku/kojin.html>

〒790-8570 松山市一番町4-4-2

愛媛県庁 長寿介護課 介護研修係

TEL 089-912-2338 FAX 089-935-8075

介護支援専門員証の交付及び更新フロー図（H28度～）



(注)更新研修は、有効期間満了まで1年以内の方が受講できる研修です。

主任介護支援専門員研修修了後の介護支援専門員証の交付及び更新フロー図（H28度～）

